

令和3年7月12日

介護保険施設
医療機関
居宅介護支援事業所
地域包括支援センター

管理者様

糸満市長 當銘 真栄
(公印省略)

糸満市における新型コロナウイルス感染症に係る要支援・要介護認定の
臨時的な取り扱いについて（通知）

平素は、本市の介護保険事業の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしの件について、沖縄県に対する国の緊急事態宣言が延長されたことを受け、本市の方針を下記のとおり定めましたので通知します。

なお、当該取り扱いの変更、終了等については、県の通知等により確認し、随時、糸満市ホームページ等に掲載しますので、ご確認をお願いします。

記

1. 変更後の対応方針

緊急事態宣言期間中（令和3年5月23日～7月11日・8月22日）における更新申請については、施設等において面会が困難な場合に限り認定調査を実施せず、当該被保険者の要介護認定・要支援認定の有効期間を、従来の期間（要介護度はそのまま）に一律12か月を合算します。

ただし、すでに認定調査が完了している場合は、通常どおり介護認定審査会の審査判定を行います。

また、本市への転入等により本市での認定調査が未実施（前市町村の認定区分を適用）の方は、認定調査を実施する必要がありますのでご注意ください。

2. 対象者の取り扱い

臨時的な取り扱いの対象者については、要支援及び要介護認定の更新申請をした被保険者です。この場合、従来の要介護度がそのまま適用されます。被保険者の状態や環境等の変化により、介護の手間が軽減又は増加した場合で認定調査が必要な場合は、別途調整させていただきますので、ご連絡ください。

3. 被保険者証の送付

被保険者証は随時、更新処理を行い送付します。

4. 新規・区分変更申請について

新規・区分変更申請については、認定調査を実施する必要があります。そのため、対象者がいる施設等については、施設の入所者と隔離されたスペースを用意するなど、調査実施については、本市にお問い合わせの上、別途調整を行ってください。ご協力をお願いいたします。

5. 更新申請の取り下げについて

今回の臨時的な取り扱いについては、有効期間合算のために当該更新申請の取り下げ処理を行う必要があります。本来、要介護（要支援）認定申請の取下依頼書の提出が必要ですが、職権により取り下げの処理を行いますので、ご了承ください。

6. お問い合わせ

糸満市 福祉部 介護長寿課 認定給付係

電 話 098-840-8133

FAX 098-840-8152